

旭川医科大学個人情報開示等実施細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和4年7月4日学長裁定)

旭川医科大学個人情報開示等実施細則の一部を改正する細則

旭川医科大学個人情報開示等実施細則（平成17年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(定義)	(定義)
第2条 この細則において「保有個人情報」とは、 <u>「個人情報の保護に関する法律」</u> （平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条及び第60条の定めるところによる。	第2条 この細則において「保有個人情報」とは、 <u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律</u> （平成15年法律第59号。以下「法」という。）第2条第3項の定めるところによる。
2 この細則において「各部署」とは、各講座（分野が置かれている講座においては分野）・学科目，国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号） <u>第24条から第26条</u> に規定する部署，病院に置かれる部署（領域が置かれている診療科においては領域），事務局各課及び監査室をいう。	2 この細則において「各部署」とは、各講座（分野が置かれている講座においては分野）・学科目，国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号） <u>第26条から第28条</u> に規定する部署，病院に置かれる部署（領域が置かれている診療科においては領域），事務局各課及び監査室をいう。
(受付)	(受付)
第3条 本学の保有個人情報について，開示等の請求があった場合は，旭川医科大学 <u>総務課</u> （以下「 <u>総務課</u> 」という。）において，次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。	第3条 本学の保有個人情報について，開示等の請求があった場合は，旭川医科大学 <u>情報公開室</u> （以下「 <u>情報公開室</u> 」という。）において，次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。
(1) 法 <u>第77条</u> 第1項に基づき開示請求する場合は，別紙様式第1号の請求書を提出させるとともに，第12条に定める手数料を徴収するものとする。	(1) 法 <u>第13条</u> 第1項に基づき開示請求する場合は，別紙様式第1号の請求書を提出させるとともに，第12条に定める手数料を徴収するものとする。
(2) 法 <u>第91条</u> 第1項に基づき訂正請求する場合は，別紙様式第2号	(2) 法 <u>第28条</u> 第1項に基づき訂正請求する場合は，別紙様式第2号

の請求書を提出させるものとする。

- (3) 法第99条第1項に基づき利用停止請求する場合は、別紙様式第3号の請求書を提出させるものとする。

2 (略)

(略)

(開示決定等の通知)

第5条 学長は、開示決定等を行ったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により開示等の請求をした者（以下「請求者」という。）に通知するものとする。

- (1) 法第82条第1項の規定に基づく開示決定等 別紙様式第4号
- (2) 法第82条第2項の規定に基づく開示決定等 別紙様式第5号
- (3) 法第93条第1項の規定に基づく開示決定等 別紙様式第6号
- (4) 法第93条第2項の規定に基づく開示決定等 別紙様式第7号
- (5) 法第101条第1項の規定に基づく開示決定等 別紙様式第8号
- (6) 法第101条第2項の規定に基づく開示決定等 別紙様式第9号

(開示決定等の期限の延長等)

第6条 学長は、開示決定等の延長等をする場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により請求者に通知するものとする。

- (1) 法第83条第2項の規定に基づく場合 別紙様式第10号
- (2) 法第94条第2項の規定に基づく場合 別紙様式第11号
- (3) 法第102条第2項の規定に基づく場合 別紙様式第12号
- (4) 法第84条の規定に基づく場合 別紙様式第13号
- (5) 法第95条の規定に基づく場合 別紙様式第14号
- (6) 法第103条の規定に基づく場合 別紙様式第15号

(事案の移送)

第7条 学長は、法第21条第1項又は法第33条第1項の規定により事案

の請求書を提出させるものとする。

- (3) 法第37条第1項に基づき利用停止請求する場合は、別紙様式第3号の請求書を提出させるものとする。

2 (略)

(略)

(開示決定等の通知)

第5条 学長は、開示決定等を行ったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により開示等の請求をした者（以下「請求者」という。）に通知するものとする。

- (1) 法第18条第1項の規定に基づく開示決定等 別紙様式第4号
- (2) 法第18条第2項の規定に基づく開示決定等 別紙様式第5号
- (3) 法第30条第1項の規定に基づく開示決定等 別紙様式第6号
- (4) 法第30条第2項の規定に基づく開示決定等 別紙様式第7号
- (5) 法第39条第1項の規定に基づく開示決定等 別紙様式第8号
- (6) 法第39条第2項の規定に基づく開示決定等 別紙様式第9号

(開示決定等の期限の延長等)

第6条 学長は、開示決定等の延長等をする場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により請求者に通知するものとする。

- (1) 法第19条第2項の規定に基づく場合 別紙様式第10号
- (2) 法第31条第2項の規定に基づく場合 別紙様式第11号
- (3) 法第40条第2項の規定に基づく場合 別紙様式第12号
- (4) 法第20条の規定に基づく場合 別紙様式第13号
- (5) 法第32条の規定に基づく場合 別紙様式第14号
- (6) 法第41条の規定に基づく場合 別紙様式第15号

(事案の移送)

第7条 学長は、法第21条第1項又は法第33条第1項の規定により事案

を行政機関の長及び独立行政法人等(以下「行政機関の長等」という。)に移送するときは、別紙様式第16号又は別紙様式第17号により当該行政機関の長等に、別紙様式第18号又は別紙様式第19号により請求者に通知するものとする。

(削除)

(第三者意見の聴取)

第8条 学長は、法第86条第1項又は第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別紙様式第20号又は別紙様式第21号により第三者に通知し、別紙様式第22号により意見を聴取するものとする。

2 学長は、法第86条第3項の規定により第三者の意見に反して開示するときは、別紙様式第23号により当該第三者に通知しなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第9条 学長は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、別紙様式第24号により当該保有個人情報の提供先に対し、その旨を通知するものとする。

(開示の実施方法等の申出)

第10条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、別紙様式第25号により開示の実施方法等を学長に申し出なければならない。

(略)

(開示の実施の方法)

第11条の2 本学における法第87条第1項に基づく保有個人情報の開示の実施の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

を他の独立行政法人等に移送するときは、別紙様式第16号又は別紙様式第17号により当該独立行政法人等に、別紙様式第18号又は別紙様式第19号により請求者に通知するものとする。

2 学長は、法第22条第1項又は法第34条第1項の規定により事案を行政機関に移送するときは、別紙様式第20号又は別紙様式第21号により当該行政機関に、別紙様式第22号又は別紙様式第23号により請求者に通知するものとする。

(第三者意見の聴取)

第8条 学長は、法第23条第1項又は第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別紙様式第24号又は別紙様式第25号により第三者に通知し、別紙様式第26号により意見を聴取するものとする。

2 学長は、法第23条第3項の規定により第三者の意見に反して開示するときは、別紙様式第27号により当該第三者に通知しなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第9条 学長は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、別紙様式第28号により当該保有個人情報の提供先に対し、その旨を通知するものとする。

(開示の実施方法等の申出)

第10条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、別紙様式第29号により開示の実施方法等を学長に申し出なければならない。

(略)

(開示の実施の方法)

第11条の2 本学における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第549号)第5条第2項に基づく保有個人情報の開示の実施の方法は、次の各号に掲げる区分に応

(1)～(2) (略)

2 (略)

(略)

(移送された事案)

第14条 法第85条第1項及び法第96条第1項の規定により他の行政機関等の長から、移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第4条から第10条の規定を準用する。

(審査請求)

第15条 学長は、開示等の決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があったときは、管理委員会等の意見を求めるものとする。

2 学長は、法第105条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 法第82条の規定に基づく開示決定等 別紙様式第26号

(2) 法第93条の規定に基づく開示決定等 別紙様式第27号

(3) 法第101条の規定に基づく開示決定等 別紙様式第28号

3 前項の規定により審査会に諮問したときは、法第106条第2項各号に掲げる者に諮問した旨を別紙様式第29号により通知するものとする。

4 学長は、審査請求に対する決定をしたときは、別紙様式第30号により審査請求をした者に通知するものとする。

(雑則)

第16条 この細則に定めるもののほか、保有個人情報の開示等に関して必要な事項は、学長が別に定める。

じ、当該各号に定める方法とする。

(1)～(2) (略)

2 (略)

(略)

(移送された事案)

第14条 法第21条第1項及び法第33条第1項の規定により他の独立行政法人等から、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第22条第1項及び同法第34条第1項の規定により行政機関から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第4条から第10条の規定を準用する。

(異議申立て)

第15条 学長は、開示等の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てがあったときは、管理委員会等の意見を求めるものとする。

2 学長は、法第42条第2項の規定により情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 法第18条の規定に基づく開示決定等 別紙様式第30号

(2) 法第30条の規定に基づく開示決定等 別紙様式第31号

(3) 法第39条の規定に基づく開示決定等 別紙様式第32号

3 前項の規定により審査会に諮問したときは、法第43条各号に掲げる者に諮問した旨を別紙様式第33号により通知するものとする。

4 学長は、異議申立てに対する決定をしたときは、別紙様式第34号により異議申立てをした者に通知するものとする。

(雑則)

第16条 この細則に定めるもののほか、保有個人情報の開示等に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、令和4年7月4日から施行し、改正後の旭川医科大学個人情報開示等実施細則は令和4年4月1日から適用する。

様式第1-1号（第3条第1項関係）

様式第1-2号（第3条第1項関係）（新設）

様式1-3（第3条第1項関係）（新設）

様式第2-1号（第3条第1項関係）

様式第2-2号（第3条第1項関係）（新設）

様式第2-3号（第3条第1項関係）（新設）

様式第3-1号（第3条第1項関係）

様式第3-2号（第3条第1項関係）（新設）

様式第3-3号（第3条第1項関係）（新設）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第5条関係）

様式第7号（第5条関係）

様式第8号（第5条関係）

様式第9号（第5条関係）

様式第10号（第6条関係）

様式第11号（第6条関係）

様式第12号（第6条関係）

様式第13号（第6条関係）

様式第14号（第6条関係）

様式第15号（第6条関係）

（削除）

（削除）

（削除）

様式第1号（第3条第1項関係）

様式第2号（第3条第1項関係）

様式第3号（第3条第1項関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第5条関係）

様式第7号（第5条関係）

様式第8号（第5条関係）

様式第9号（第5条関係）

様式第10号（第6条関係）

様式第11号（第6条関係）

様式第12号（第6条関係）

様式第13号（第6条関係）

様式第14号（第6条関係）

様式第15号（第6条関係）

様式第16号（第7条第1項関係）

様式第17号（第7条第1項関係）

様式第18号（第7条第1項関係）

(削除)

様式第16号（第7条関係）

様式第17号（第7条関係）

様式第18号（第7条関係）

様式第19号（第7条関係）

様式第20号（第8条第1項関係）

様式第21号（第8条第1項関係）

様式第22号（第8条第1項関係）

様式第23号（第8条第2項関係）

様式第24号（第9条関係）

様式第25号（第10条関係）

様式第26号（第15条第2項関係）

様式第27号（第15条第2項関係）

様式第28号（第15条第2項関係）

様式第29号（第15条第3項関係）

様式第30号（第15条第4項関係）

【改正理由】

個人情報保護法の改正に伴う所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。

様式第19号（第7条第1項関係）

様式第20号（第7条第2項関係）

様式第21号（第7条第2項関係）

様式第22号（第7条第2項関係）

様式第23号（第7条第2項関係）

様式第24号（第8条第1項関係）

様式第25号（第8条第1項関係）

様式第26号（第8条第1項関係）

様式第27号（第8条第2項関係）

様式第28号（第9条関係）

様式第29号（第10条関係）

様式第30号（第15条第2項関係）

様式第31号（第15条第2項関係）

様式第32号（第15条第2項関係）

様式第33号（第15条第3項関係）

様式第34号（第15条第4項関係）